

**平成21年度 集団指導**  
**(特定施設入居者生活介護)**

**その他参考資料**

## その他参考資料

- 「介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応について」（平成20年3月1日付け長寿第1920号） ※指針・報告様式
- 身体拘束廃止に向けた事例研究のためのアンケート調査（平成22年1月15日×）
- 新型インフルエンザチラシ
- O157等警報発令中チラシ
- 結核チラシ
- 食中毒（カンピロバクター・ノロウイルス）チラシ
- 介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント
- 介護施設等への支援策チラシ
- 防災情報配信メールサービスチラシ
- 県からの通知等に係るメールアドレス登録票（有料老人ホーム・特定施設）
- 質問票
- 県民局特定施設入居者生活介護担当課一覧（平成22年2月1日現在）

長 寿 第 1 9 2 0 号  
平成 2 0 年 3 月 3 1 日

各〔 介護保険施設管理者  
老人福祉施設施設長 〕 殿

岡山県保健福祉部 長寿社会対策課長  
( 公 印 省 略 )

#### 介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応について

このことについては、介護保険法に基づく運営基準等において、介護サービスの提供に係る事故発生の防止及び発生時の対応について、必要な措置が定められている。

しかしながら、介護保険施設等における介護サービス提供中の重大な事故が後を絶たず、高齢者の生命・身体の安全の確保が最優先の課題となっている。

このため、別紙のとおり「介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針」を定めたので、事故発生の未然防止に努めるとともに、事故発生時には、遅滞なく県、市町村、利用者の家族等へ連絡・報告を行うようお願いする。

担当：長寿社会対策課 事業者指導班  
TEL 086-226-7325

# 介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針

## 1 目的

介護保険法に基づく運営基準等において、介護保険事業者(以下「事業者」という。)は、介護サービスの提供による事故発生の防止並びに発生時の対応について、必要な措置が定められている。

しかし、介護保険施設等における介護サービス提供中の重大な事故が後を絶たず、高齢者の生命・身体の安全の確保が最優先の課題となっている状況である。

このため、介護サービスの提供に伴う事故発生の未然防止、発生時の対応及び再発防止への取組等について次のとおり指針を定め、もって、利用者又は入所者等の処遇向上を図ることを目的とする。

## 2 事故発生の未然防止

### (1)居宅サービス事業者

- ① 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくこと。
- ② 管理者は、従業者に対し、事故発生の防止に関する知識等を周知するとともに、事業所外の研修等を受講させるよう努めること。

### (2)施設サービス事業者

- ① 事故発生の防止のための指針を整備すること。
- ② 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。  
(上記、指針、委員会及び研修についての詳細は、基準省令及び解釈通知を参照すること。)

## 3 事故発生時の対応

### (1)居宅サービス事業者

- ① 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- ② 当該利用者の家族、県(所管県民局健康福祉部)、市町村(所在市町村及び保険者)、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡・報告を行うこと。
- ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。  
(記録は2年間保存すること。)

### (2)施設サービス事業者

- ① 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- ② 当該利用者の家族、県(所管県民局健康福祉部)、市町村(所在市町村及び保険者)等に連絡・報告を行うこと。
- ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。  
(記録は2年間保存すること。)

## 4 事故後の対応及び再発防止への取組

### (1)居宅サービス事業者

- ① 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ② 事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、全従業者に周知徹底すること。

### (2)施設サービス事業者

- ① 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ② 事実の報告及びその分析を通じた改善策を職員に対し周知徹底すること。

(上記、報告、分析等についての詳細は、基準省令及び解釈通知を参照すること。)

## 5 県(所管県民局健康福祉部)への報告

### (1) 報告すべき事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、原則、以下のとおりとする。

#### ① サービス提供による利用者の事故等

ア. 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関で治療又は入院したもの及びそれと同等の医療処置を行ったものを原則とする。(事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者の自身に起因するもの及び第三者によるもの(例:自殺、失踪、喧嘩)を含む。)

イ. サービス提供には、送迎等も含むものとする。

#### ② 食中毒、感染症(結核、インフルエンザ他)の集団発生

#### ③ 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの

#### ④ 火災、震災、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等

### (2) 報告事項

県(所管県民局健康福祉部)への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、市町村で報告様式が定められている場合や、別紙様式の各項目が明記されている書式がある場合には、それによっても差し支えない。

### (3) 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族等に連絡し、県(所管県民局健康福祉部)及び市町村(所在市町村及び保険者)に報告する。

また、感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに管轄保健所に連絡し、併せて、県(所管県民局健康福祉部)及び所在市町村に報告する。

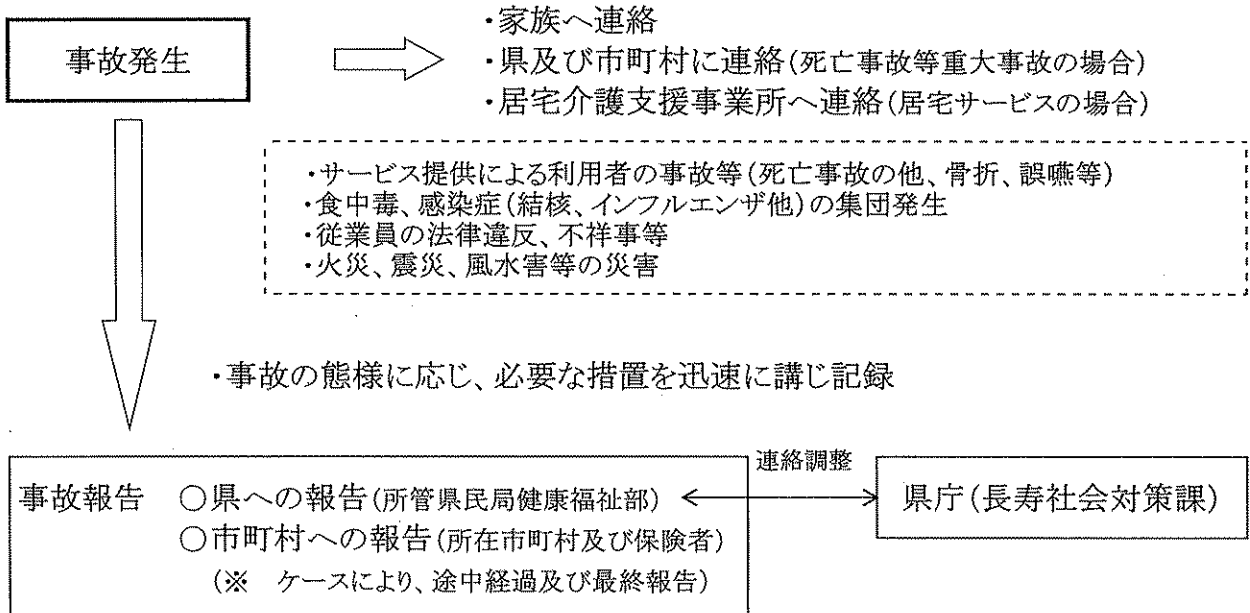
#### ① 第一報

死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生連絡を行い、その後、速やかに報告書を提出する。

#### ② 途中経過及び最終報告

事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出する。

## ※ 参考(事故報告フロー図)



(報告様式)

第1報：平成 年 月 日

第2報：平成 年 月 日

### 介護保険事業者・事故報告書

第1報（発生後速やかに報告）

事業所	名称		サービス種類		
	所在地		電話番号		
	報告者	職名	氏名		
利用者	氏名	(男女)	被保険者番号		
	生年月日	明・大・昭 年 月 日 (歳)	要介護度	要支援( )・要介護( )	
事故の概要	発生日時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 頃			
	発生場所	<input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> その他( )			
	事故種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 誤嚥・異食 <input type="checkbox"/> 誤薬 <input type="checkbox"/> 失踪 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 感染症等( ) <input type="checkbox"/> その他( )			
	事故結果	<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫 <input type="checkbox"/> 切傷 <input type="checkbox"/> その他( )			
事故発生時の具体的状況				報告先	報告・説明日時
				医師	/ :
				管理者	/ :
				担当CM	/ :
				家族	/ :
				県民局	/ :
				市町村	/ :
	/ :				

第2報（第1報後2週間以内）

事故後の対応（利用者の状況、家族への対応等）
損害賠償 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 完結 <input type="checkbox"/> 継続） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未交渉
事故の原因
再発防止に関する今後の対応・方針

注1 介護サービス提供中に事故等が発生した場合に、この報告書を県（所管県民局）に提出してください。

注2 第2報提出時に事故対応が未完結の場合は、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを、今後の対応・方針欄に記載してください。なお、記入欄が不足する場合は、必要に応じ別に記載してください。

(別紙)

身体拘束廃止に向けた事例研究のためのアンケート調査 集計  
(特定施設入居者生活介護)

1. 施設の概要について記入してください。(平成21年12月現在)

概 要	施設名			
	定員数	人	入居者数	人
	職員数	施設職員(事務職員、調理員除く。)		人
		介護職員(常勤換算)		人
看護職員(常勤換算)		人		

2. 身体拘束に該当するとされている次の行為について、行っているもの(現在は行っていないが、過去に行っていた場合も含む。)がある場合には、それぞれ該当欄に○印をつけてください。

身体拘束の態様	該当欄(過去も含む。)
①徘徊しないように、車イスやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で固定する。	
③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。	
④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。	
⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。	
⑥車イスやイスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車イステーブルをつける。	
⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイス(車イス含む)を使用する。	
⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護服(つなぎ服)を着せる。	
⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。	
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。	
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	

3. 転倒・転落事故等の予防、事故発生時の対応について、具体的な取組がある場合には、それぞれ該当欄に○印をつけてください。その他の場合は、具体的に記載してください。(複数回答可)

具 体 的 な 取 組	該 当 欄
①事故対策委員会等の内部検討組織の体制づくり	
②転倒・転落事故等防止のためのマニュアルの作成	
③特定施設サービス計画作成時における転倒等を未然に防止するためのアセスメント実施	
④事故報告書（ヒヤリハット報告）作成の義務付け	
⑤事故対応についての職員研修	
⑥事故発生時の対応マニュアルの作成	
⑦転倒・転落事故等の防止に効果のある福祉用具や設備の導入	
⑧その他( )	

4. 身体拘束廃止への取組状況について、それぞれ該当欄に○印をつけてください。その他の場合は、具体的に記載してください。(複数回答可)

取 組 状 況	該 当 欄
①身体拘束廃止委員会を設置し、施設全体として取り組んでいる。	
②管理者、責任者及び各職員が身体拘束を行わないケアを決意し、事業計画等で明文化し、施設の方針としている。	
③身体拘束廃止に関して、管理者及び責任者が各職員をバックアップする方針を徹底している。	
④入居者のアセスメントを十分に行い、身体拘束を行わないケアなどサービスの質を高める工夫を行っている。	
⑤定期的に研修会又は勉強会を実施している。	
⑥実際に身体拘束廃止に成功している施設へ職員を派遣している。	
⑦身体拘束を行う場合の基準（数値化等）をマニュアル等で定めている。	
⑧緊急やむを得ない場合を判断する体制・手続きを定めている。	
⑨身体拘束廃止への理解と協力を得るため、本人・家族に対し、十分な説明を行っている。	
⑩身体拘束廃止のために基準以上の十分な職員の確保を行っている。	
⑪その他( )	



5. 身体拘束廃止を推進するために、最も重要と思われる項目を5つ選んで、それぞれ該当欄に○印をつけてください。その他の場合は、具体的に記載してください。(複数回答可)

取 組 状 況	該 当 欄
①「人間としての尊厳」を尊重する気持ちを職員が持つこと。	
②身体拘束が入居者を苦しめていることに職員が気づくこと。	
③管理者や職員が身体拘束を行わないケアを決意すること。	
④身体拘束が施設側の都合で行われているケースがあることに気づくこと。	
⑤入居者のアセスメントを十分に行うこと。	
⑥基本的なケア（排せつ、清潔、起きる、食べる、アクティビティ（よい刺激・その人らしさ）を徹底的に行うこと。	
⑦身体拘束を行わないケアの工夫を重ねること。	
⑧問題行動の原因を探り、事故防止のためのケアプランを作成すること。	
⑨身体拘束の弊害に気づくこと。(例：生理機能の低下、抑制帯等による新たな事故発生、認知症の進行、入居者・家族の精神的苦痛など)	
⑩入居者・家族に十分な説明を行うこと。	
⑪施設内の介護の状況を外部に公開すること。	
⑫研修や各施設間の情報交換により、身体拘束を行わない介護技術を高めること。	
⑬十分な職員の確保を図ること。	
⑭身体拘束を行わないための介護を助ける機器や設備の開発や導入を行うこと。	
⑮施設内の環境の見直しを行うこと。	
⑯やむを得ずに身体拘束を行う場合は記録を付けること。	
⑰やむを得ずに身体拘束を行う場合は家族の同意を得ること。	
⑱やむを得ずに身体拘束を行う場合は施設内で必要性をチェックする機関や責任者を設置すること。	
⑲県下の各施設で身体拘束廃止運動を展開すること。	
⑳その他( )	

6. 身体拘束を廃止する場合に有効だったケアの工夫例があれば簡単に記載してください。

身体拘束の態様	工夫例
①徘徊しないように、車イスやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で固定する。	
③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。	
④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。	
⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。	
⑥車イスやイスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車イステーブルをつける。	
⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイス（車イス含む）を使用する。	
⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。	
⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。	
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。	
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	
⑫全般的な内容	

7. 身体拘束の廃止に取り組んだ事例について、個別具体的な内容を記載してください。（代表例を1つ記載してください。2つ以上記載場合は適宜、別紙に記入してください。）

○対象者の状態

（年齢、性別、既往症、要介護度、認知症判定、ADLの状況など）

○拘束に至った状況・経緯

○拘束の状況、拘束の開始時期

○拘束廃止が困難な理由

○拘束廃止への取組状況

○検討した（考えられる）拘束廃止の方法

○身体拘束廃止後の対象者の状況

8. 身体拘束に関する御意見があれば自由に記載してください。

# 新型インフルエンザを みんなで防ぐ県民運動

## かからないために

家に帰ったら手洗い・うがい  
人混みを避ける

## かかったかな?と思ったら

マスクをして、昼間に受診

〔基礎疾患がある方、妊娠中の方、  
乳幼児は、特に、注意!!〕

## うつさないために

症状があったら、

**頑張らない**

きちんと休んで自宅で療養

**マスクを着用**



※インフルエンザは、クシャミや咳からの飛沫(しぶき)を吸ったり、  
手指を介して鼻・口粘膜に付着して、感染します。

# 新型インフルエンザについてご心配な方は 所管の保健所にご相談ください

○平日 8時30分から17時15分

施設名	電話番号	FAX番号	所管の市町村
備前保健所	086-272-3934	086-271-0317	玉野市、瀬戸内市、 吉備中央町
備前保健所東備支所	0869-92-5180	0869-92-0100	備前市、赤磐市、 和気町
備中保健所	086-434-7024	086-425-1941	総社市、早島町
備中保健所井笠支所	0865-69-1675	0865-63-5750	笠岡市、井原市、 浅口市、里庄町、 矢掛町
備北保健所	0866-21-2836	0866-22-8098	高梁市
備北保健所新見支所	0867-72-5691	0867-72-8537	新見市
真庭保健所	0867-44-2990	0867-44-2917	真庭市、新庄村
美作保健所	0868-23-0163	0868-23-6129	津山市、鏡野町、 久米南町、美咲町
美作保健所勝英支所	0868-73-4054	0868-72-3731	美作市、勝央町、 奈義町、西粟倉村
岡山市保健所	086-803-1262	086-803-1758	岡山市
倉敷市保健所	086-434-9810	086-434-9805	倉敷市

※17時15分以降は、各保健所の留守番電話等で対応します。

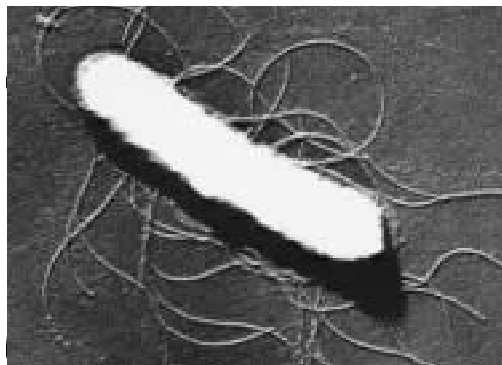
※医療機関への受診は、できるだけ昼間に、マスクを着用してお願いします。

# 腸管出血性大腸菌(O157等)感染症 警報発令中!

現在、岡山県内で、腸管出血性大腸菌感染症の患者さんが多数発生しています。次のことに気をつけて、感染症から身を守りましょう。



「岡山県マスコット ももち」



0157の顕微鏡写真



## 食中毒と同じ方法で予防できます。

- ◎調理前、食事前、用便後は手をよく洗いましょう。
- ◎台所は清潔に保ち、まな板、ふきん等の調理器具は十分に洗浄消毒しましょう。
- ◎生鮮食品や調理後の食品を保存するときは、冷蔵庫(10℃以下)で保管し、早めに食べましょう。
- ◎食肉など加熱して食べる食品は、中心部まで火を通すとともに、焼き肉などの際は、生肉を扱うはしと食べるはしを別々にしましょう。
- ◎また、乳幼児や高齢者等、抵抗力の弱い人は、生肉等は食べたりしないようにしましょう。

## 気になる症状があるときは、早めに医師の診断を受けましょう。

- ◎主な初期症状は、「腹痛」、「下痢」などで、更に進むと水様性血便になります。

## 患者からの二次感染に気をつけましょう。

- ◎二次感染を防止するため、患者の便に触れた場合は、手をよく洗い消毒しましょう。
- ◎患者が入浴をする場合は、シャワーのみにするか、最後に入浴するなどしましょう。
- ◎患児が家庭用ビニールプールで水浴びをする場合、他の幼児とは一緒に入らないようにしましょう。
- ◎なお、患者が衛生に配慮すれば、二次感染は防止できますので、外出の制限等は必要ありません。

# 岡山県

## 「腸管出血性大腸菌」とは

大腸菌の多くは、人や動物の腸内に住んでいて、一般的には病気の原因になることはありません。

しかし、O157に代表される腸管出血性大腸菌は、腹痛や血便などの症状を起こすだけでなく、乳幼児や高齢者では、貧血や尿毒症を併発して、命にかかわることもあります。この菌は、牛などの家畜の腸管にすることがあり、そのふん便がさまざまな経路で食品や水を汚染することが感染の原因につながると考えられていますが、詳しくはまだよくわかっていません。

また、患者さんの便を介して、人から人に感染したり、食品を不衛生に取り扱ったために、食品から食品へ菌が移ってしまい、感染が広がる可能性があります。



## 電話相談窓口（岡山県内の保健所）

名称	所在地	電話
備前保健所	岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3934
岡山市保健所	岡山市北区鹿田町1-1-1	086-803-1262
備前保健所東備支所	和気郡和気町和気487-2	0869-92-5180
備中保健所	倉敷市羽島1083	086-434-7024
倉敷市保健所	倉敷市笹沖170	086-434-9810
備中保健所井笠支所	笠岡市六番町2-5	0865-69-1675
備北保健所	高梁市落合町近似286-1	0866-21-2836
備北保健所新見支所	新見市高尾2400	0867-72-5691
真庭保健所	真庭市勝山591	0867-44-2990
美作保健所	津山市椿高下114	0868-23-0163
美作保健所勝英支所	美作市入田291-2	0868-73-4054

岡山県ホームページ：[http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec\\_sec1=36](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=36)

# 結核にご用心！

＝結核は今でも身近な感染症です＝

岡山県内では近年、毎年新しく結核と診断されている方は約300人余、結核の健康管理を受けている方は約700人います。決して過去の病気ではないのです。

**長引くせき たん 血たん 胸痛 発熱 体重減少**

・・・こんな症状があったら、「結核」も疑って  
医療機関で受診するよう勧め、早期発見に努めましょう！

事業主の方は結核健康診断を実施し、保健所へ報告する義務があります。  
裏面の様式をコピーして報告にご利用ください。(FAX可)

—抄—

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第104号）

(定期の健康診断)

第53条の2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号に規定する事業者（以下この章及び第12章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第12章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

(通報又は報告)

第53条の7 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第53条の4又は第53条の5の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

●結核定期健康診断の対象者及び回数

①事業所における従事者への定期の健康診断

学校（専修学校及び各種学校を含み幼稚園を除く）

病院・診療所等の医療機関、老人保健施設、社会福祉施設（※）の従事者・・・年1回

②学校長が行う学生又は生徒への定期の健康診断

高校以降の年次の者・・・入学した年度

（大学、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限1年未満除く））

③施設長が行う収容者への定期の健康診断

刑事施設（拘置所・刑務所）・・・20歳以上の収容者 年1回

社会福祉施設（※）・・・65歳以上の入所者 年1回

※社会福祉施設

救護施設、更生施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設<sup>※※</sup>、身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設）、知的障害者援護施設（知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮）、  
婦人保護施設

※※「障害者支援施設」：県内では施設入所支援を行っている施設になります。

■お問い合わせは各保健所保健課・支所へ（連絡先は下記をご覧ください）

地域	保健所・支所	住所	電話番号	FAX番号
玉野市・瀬戸内市・吉備中央町	備前	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3934	086-271-0317
備前市・赤磐市・和気町	東備	〒709-0492 和気郡和気町和気487-2	0869-92-5180	0869-92-0100
総社市・早島町	備中	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7024	086-425-1941
笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町	井笠	〒714-8502 笠岡市六番町2-5	0865-69-1675	0865-63-5750
高梁市	備北	〒716-8585 高梁市落合町近似286-1	0866-21-2836	0866-22-8098
新見市	新見	〒718-8550 新見市高尾2400	0867-72-5691	0867-72-8537
真庭市・新庄村	真庭	〒717-0013 真庭市勝山591	0867-44-2990	0867-44-2917
津山市・鏡野町・美咲町・久米南町	美作	〒708-0051 津山市樽高下114	0868-23-0163	0868-23-6129
美作市・勝央町・奈義町・西粟倉村	勝英	〒707-8585 美作市入田291-2	0868-73-4054	0868-72-3731
岡山市	岡山市	〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1	086-803-1262	086-803-1758
倉敷市	倉敷市	〒710-0834 倉敷市笹沖170	086-434-9810	086-434-9805



# カンピロバクター食中毒に 気をつけましょう!

カンピロバクターは食中毒菌の一種で、わずかな菌数でも食中毒を引き起こすことが知られています。

また、保存状態に関わらず、新鮮な生肉ほど見つかる確率が高く、市販の鶏肉・牛レバー等からも見つかっています。

そのため、鶏刺しや牛レバー刺し等の肉や内臓の生食、調理時の加熱不足を原因とする食中毒が多発しています。

さらに、生肉に触れた食品や手指・調理器具を介して、菌に汚染された食品が食中毒の原因となることもあるので注意しましょう。

## ★ 予防のポイント

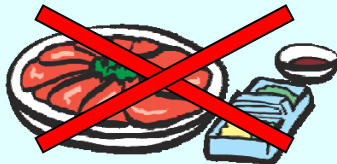
### 生食を避ける

- 市販の鶏肉・牛レバー等からもカンピロバクターは見つかっています。

**生食はやめましょう。**

**注意!**

特に幼児、高齢者の他、抵抗力の弱い方が発症すると、重症になることがありますので、食べないようにしましょう。



### 調理時に注意すること

- 中心部までしっかり加熱**しましょう。(中心部75℃以上で1分間以上)
- 生肉から別の食品への汚染を広げないため、次のことに注意しましょう。
  - 保存する場合は、**フタ付き容器やラップ**を使用しましょう。
  - 取り扱った後は、**十分に手を洗い**ましょう。
  - 取り扱った調理器具(包丁やまな板等)は、**十分に洗浄殺菌**しましょう。



中心温度75℃以上、  
1分間以上



岡山県マスコット ももっち



### 食べるときに注意すること

- 焼肉等では**箸を使い分け**ましょう。(生肉用・食食用)

# ノロウイルス食中毒に 気をつけましょう！

ノロウイルスは食中毒の原因となるウイルスの一種で、嘔吐、下痢、腹痛、発熱などの症状を引き起こします。

ノロウイルス食中毒には、ノロウイルスに感染した調理従事者が、食品を汚染したことが原因と推定される事例が多々あります。

また、ノロウイルスは二枚貝の内臓に蓄積されていることもあるので、取り扱いに注意しましょう。

## ★ 予防のポイント

### 調理者の感染を防ぐ

感染予防には**手洗いが重要です！**

外から帰ってきた後や食事前の手洗いを日常から徹底しましょう。

また、家庭内での感染も起きやすいので、調理者は家族の健康状態にも注意しましょう。



### 調理時に注意すること

- 加熱して食べる食品は、**中心部までしっかり加熱**しましょう。  
(中心部85℃以上で1分間以上)
- 食器、調理器具は使用の都度、**洗浄・熱湯消毒**をしましょう。
- 調理前、用便後の**手洗いを徹底**しましょう。
- 調理施設等では、下痢や風邪に似た症状のある場合は、食品を直接取り扱う作業に従事しないようにしましょう。
- ノロウイルスに感染しても、症状が現れずに便にウイルスを排泄している場合があります。**健康状態にかかわらず手洗いを徹底**し、食品に直接触れる場合は使い捨て手袋の着用を心がけましょう。



中心温度85℃以上、  
1分間以上

岡山県マスコット ももっち



## 注意！

ノロウイルスは「アルコール」や「逆性石けん」などでは十分な**消毒効果が期待できません！**

手指は、石けんをよく泡立てて**しっかりもみ洗い**し、水で十分にウイルスを洗い流すことが大切です。